

事 務 連 絡

令和6年11月20日

都道府県旅行業担当課長殿

観光庁観光産業課長

公道レンタルカートへの対応について

公道レンタルカート事業者が旅行者に貸し出している車両の一部において、日本の道路を走行するための安全基準である道路運送車両の保安基準を満たしていないことが確認されました。

このような、道路運送車両の保安基準に適合しない公道レンタルカートを運行の用に供する行為は、道路運送車両法第44条（原動機付自転車の構造及び装置）の規定に違反するものです。

加えて、当該車両の装置が道路運送車両の保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある場合、当該車両の使用者その他当該車両の装置の整備について責任を有する者又は運転者が、当該車両を運転させ、又は運転する行為は道路交通法第62条（整備不良車両の運転の禁止）の規定にも違反し罰則の対象となります。

また、旅行業者がこうした車両の貸し出しをあっせんすること又は便宜を供与することは、旅行業法第13条（禁止行為）第3項第2号に該当し、同法第19条第1項の規定に基づく行政処分の対象となります。

については、本通知の趣旨及び内容について了知されるとともに、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者等に対して、当該事業者が旅行業法を遵守し、かかる禁止行為を行うことがないよう、公道レンタルカート事業者から関係法令を遵守している旨を文書により受領して確認するなど、対応に万全を期するよう、周知徹底をお願いします。